

令和5年度小樽商科大学商学部研究生出願要項

日本国籍を有する者で、本学において、特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、本学の研究及び授業に支障のない限り、選考のうえ研究生として入学を許可する。

1. 出願要件

- (1) 大学2年修了以上の学力を有する者
- (2) 前号と同等以上の学力がある者として本学が認めた者

2. 出願期間

- 4月入学 令和5年3月2日（木）から3月8日（水）まで
10月入学 令和5年8月17日（木）から8月22日（火）まで

受付時間 9時から16時まで

3. 出願手続

(1) 出願書類等（＊印は、本学所定の用紙）

書類等	提出者	摘 要
＊出 願 願 書	全 員	出願前3か月以内に撮影した写真を貼ること。
＊履 歴 書	全 員	
卒業（見込み）又は 修了（見込み）証明書	全 員	在籍又は出身学校長等が証明したもの。
検 定 料	全 員	9,800円（10月入学分については予定額） ：郵送の場合は普通為替証書（郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行で購入）とし、指定受取人欄、受領印欄、委任欄には一切記入しないこと。 ※持参手続きに限り現金納付可。（教務課で案内し、管理課窓口へ納付）ただし、釣り銭のないよう準備すること。 ※既に研究生として入学を許可された者が、研究期間が終了し、改めて研究生として出願する場合も、検定料を徴収する。

(2) 提出先

小樽商科大学教務課学部教務係（事務棟1階、学生センター内）
（〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号）

(3) 提出方法

志願者は、出願書類等を取りそろえ、提出先に持参又は書留郵便とすること。

(4) 身体に障がいをする志願者との事前相談

特定の研究課題について研究することを志願する者で、身体に障がい（別紙「学校教育法施行令第22条の3に定める身体障がいの程度」参照）のある志願者は、出願開始日から起算して1週間前までに教務課学部教務係に申し出ること。

4. 研究期間

研究期間は、6か月以上1年以内とする。ただし、研究期間延長願を提出した者については、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。なお、研究期間の延長が認められた者は、延長時に改めての出願を必要としないため、検定料及び入学料の徴収は行わない。

5. 選考方法

入学者の選考は、提出された書類等により行い、その結果を本人に文書で通知する。

6. 入学料及び授業料

入学料	84,600 円
授業料	月額 29,700 円

- ・4月入学者は令和5年3月31日（金）までに前期分授業料（6か月分であれば178,200円）を、令和5年9月29日（金）までに後期分授業料（6か月分であれば178,200円）を前納すること。
- ・10月入学者は、令和5年9月29日（金）までに後期分授業料（6か月分であれば178,200円）を前納すること。

（注）上記の納付額は予定額であり、入学料及び授業料の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金が適用する。

7. その他

- (1) 大学2年修了以上の学力を有する者とは、次の者をいう。
 - ・大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者及び令和5年3月までに修得見込みの者。修得見込み者が令和5年3月31日（金）までに62単位以上を修得できなかった場合は合格を取り消す。なお、既納の入学料は返還しない。授業料は当該授業料相当額を返還する。
 - ・短期大学を卒業した者及び令和5年3月卒業見込みの者
- (2) 出願する場合は、指導教員の内諾を得ておくこと。
- (3) 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても返還しない。ただし、入学手続き終了者が、令和5年3月31日（金）まで（10月入学者は、令和5年9月29日（金）まで）に入学を辞退した場合には、当該授業料相当額を返還する。
- (4) 照会等は、以下に行うこと。

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号
小樽商科大学教務課学部教務係
TEL 0134-27-5242
MAIL gakubu@office.otaru-uc.ac.jp